

単価契約書（案）

茨城県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と茨城県立中央病院（以下「乙」という。）と（以下「丙」という。）は、コピー用紙一式を丙が甲及び乙に供給し、甲及び乙が買い受けることについて、次の条項により契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）品名及び価格 別紙のとおり
- （2）契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- （3）納入期間 同上
- （4）納入場所 茨城県立こころの医療センター内の指定する場所
茨城県立中央病院内の指定する場所
- （5）契約保証金 有（ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号に該当する場合は、その全部または一部を免除する）

（納入方法）

第2条 丙は、前条第3号の納入期間中甲及び乙の発注あるごとに、そのつど指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、丙は、直ちに納品書をもってその旨を通知するものとする。

（検査）

第3条 甲及び乙は、前条の通知を受けたときは、直ちに丙の立会いのもとに検査を行う。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、丙は当該物品を遅滞なく引き取り、甲及び乙の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

（危険負担）

第4条 物品受領前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて丙の負担とする。

（代金支払い）

第5条 丙は、毎月の納入分を甲及び乙ごとに取りまとめたうえ、甲及び乙に請求するものとし、甲及び乙は、丙から請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（端数処理）

第6条 代金請求において、納品した数量に契約単価を乗じた金額が1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。また、消費税に1円未満の端数が生じた場合もこれを切り捨てるも

のとする。

(履行遅滞)

第7条 丙の責により甲及び乙の指定する期日までに納入しない場合は、その翌日から起算して売買代金（遅滞物品の数量に第1条第1号の単価を乗じた額）に、政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256条）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲及び乙に納めなければならない。

この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその金額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 丙は、契約履行後であっても材料もしくは技術上の欠陥又は隠れた瑕疵等が発見された場合は、丙は無償でこれを取り換え又は補修するものとし、補修又は取替が納入期限後にわたるときは、前項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。

3 第2項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第8条 丙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力不法行為を行う恐れがある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、この旨について、甲及び乙に対する報告を行わなければならない。

(事情変更)

第9条 この契約締結後において、市場価格等に変動があった場合は、甲乙丙協議のうえ、単価契約の変更を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲、乙、及び丙は、この契約の履行により知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、丙がこの契約に違反したと認めるときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 前条の規定により契約が解除され甲及び乙に損害が生じたときは、丙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により丙に生じた損害については、その責めを負わない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第13条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
ただし、甲及び乙の承認を受けた場合にあってはこの限りでない。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 茨城県笠間市旭町654
茨城県立こころの医療センター
病院長 堀 孝文

乙 茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院
病院長 島居 徹

丙